

令和3年第4回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年4月5日 開会

令和3年4月5日 閉会

令和3年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月5日（月）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（3）令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について  
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
（5）令和3年度山武市農作業別標準賃金（案）について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 ただいまから令和3年第4回農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による  
通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第6 議案第3号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の決  
定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第8 議案第5号 令和3年度山武市農作業別標準賃金（案）につい  
て

令和3年4月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は雲地会長をお願いいたします。

議長 これより令和3年第4回山武市農業委員会総会の会議を始

めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番佐藤委員、議席番号4番林委員の両委員を指名します。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

それでは、総会資料4ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による報告は1件になります。うち利用権賃貸借が1件です。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの概要説明が終わりました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

(暫時休憩)

**職務代理者** ただいま議題となっている議案第1号、申請番号1につきましては、雲地会長に関連ある案件です。農業委員会等に関する法律第5条の規定により、職務代理者が議長を交代して進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。本件についての採決が終了するまで、雲地会長の退室を求めます。

(雲地会長退室)

**職務代理者** 議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員から説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号1について説明いたします。

これは売買による所有権の移転です。

申請理由ですけれども、譲受人は自宅に近い為、経営拡大したいと。譲渡人は自宅から遠い為です。田や畑も耕作されており、特に問題ないと思います。

説明は以上でございます。

**職務代理者** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域農業委員、議席番号3番佐藤委員から補足説明を求めます。

**佐藤委員** 議席番号3番、佐藤です。

佐瀬推進委員の御説明のとおり、何ら問題はないと思いま

す。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

**職務代理者** 地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**職務代理者** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決します。  
議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**職務代理者** 挙手全員であります。本件につきましては、許可することと決定いたします。  
雲地会長の入室を許します。

(雲地会長入室)

**職務代理者** 以上で、議長の職を退かせていただきます。  
御協力ありがとうございました。  
ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

**議長** それでは、再開します。  
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

**布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。  
第1号議案の番号2について説明させていただきます。  
売買による所有権移転です。譲渡人は高齢の為耕作できないということでした。譲受人は規模を拡大でありますし、引き続き水稲として耕作する予定です。何ら問題がないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。  
ただいま、布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。  
第1号議案第3号について、説明申し上げます。  
今回の案件は贈与による所有権移転であります。譲受人は規模の拡大を図り、譲渡人はこれから農業を行わない為、両方の意見が合意に至り今回の運びとなりました。地元としては何ら問題がないと思われれます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号15番、鈴木です。  
ただいま、廣口委員さんから説明があったとおり、地元としては何ら問題はありません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
次の議案第1号、申請番号4及び5については、譲受人が同一人であり、隣接する農地の案件ですので、一括して審議します。  
申請番号4及び5について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員 申請地区担当推進委員の石橋です。  
議案第1号の番号4について説明します。  
この申請は売買による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大の為に、自分の耕作地に近い申請地を取得したい。譲渡人にとっては高齢であり、耕作できない為です。

引き続き、議案第1号の番号5について説明します。

この申請は売買による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大の為に、申請地は番号4の申請地に隣接しており、効率がよいので申請地を取得したい。譲渡人にとっては自宅から遠距離になる為、経営効率が悪く処分したい為です。

説明は以上です。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員から補足説明等を求めます。

**高宮委員**

議席番号16番の高宮です。

ただいま、石橋推進委員さんが申したとおり、地元としては何ら問題はありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4及び5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

**菊池推進委員**

地区担当推進委員の菊池です。

第1号議案の6番について御説明します。

これは所有権移転、贈与でございます。この田んぼは2筆とも宅地と田んぼに挟まれた細長い土地で、譲渡人が持っているもどうにも使いようがないもので、譲受人に贈与するものです。よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

**鈴木委員**

議席番号15番の鈴木です。

今、菊池委員さんから話があったように、地元としては何ら問題ございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については許可することに決定します。

議案第1号、申請番号7について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

**齋藤推進委員**

地区担当推進委員の齋藤です。

7番について説明いたします。

今回の申請は贈与による所有権の移転であります。譲渡人におきましては、進入路がなく、また農家でない為に今回贈

与しようということで、また、譲受人は両隣に農地があり耕作しやすいということでもあります。何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの説明、補足等を求めます。

**井野委員**

議席番号12番井野です。ただいま齋藤推進委員が述べたとおりでありまして、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号7について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については許可することに決定します。

議案第1号、申請番号8について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、申請番号8について説明します。

この案件は売買による所有権移転になります。譲渡人は農業経営縮小で、譲受人は新規就農という形になっております。この譲受人は3月の会議で5条案件の申請を出されていた方で、残ったL字型の農地を購入して新規就農するようです。L字型で使うのが難しいような農地ですので新規就農でやっ

てもらえるのであれば、やってもらったほうが安全なのかな  
と思われまので、地元としては問題ないです。よろしくお  
願いします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員か  
ら説明等を求めます。

**藤田委員** 議席番号13番、藤田です。  
ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、特  
に問題はありません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しない  
ため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議の  
ほどお願いします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終  
わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし  
ます。  
議案第1号、申請番号8について、許可することに御異議  
ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可することに決定します。

---

#### ◎議案第2号

**議長** 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申  
請に関する意見についてを議題とします。  
議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の  
説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。  
議案第2号の1番について御説明いたします。  
譲受人と譲渡人の関係は実の親子になりまして、譲受人の方に子供が生まれまして、実家の近辺に土地を探していたらしいんですが、適当な土地がない為、今回、転用という形をとって申請したということです。よろしくお願ひします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の鈴木俊幸委員からの報告を求めます。

**鈴木委員** 議席番号15番鈴木です。ただいま川島委員から話があったように、この件につきましては本来でいったら第1種農地への専用住宅の建築でありまして、原則として不許可になる案件です。しかしながら、住宅が周辺の集落に接続して設置されている場合は許可し得るという例外規定に該当します。隣に住宅等が建っています。そういうことで許可相当と思われ  
ます。  
以上です。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員からの説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。  
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

所有権移転個人明細の番号1及び2、並びに利用権設定等個人別明細の番号1から16について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

**事務局**

議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長**

事務局からの議案の説明が終わりました。  
引き続き番号ごとに地区担当推進委員から説明を求めます。  
番号1について廣口委員に説明を求めます。

**廣口推進委員**

地区担当推進委員の廣口です。  
番号1について御説明申し上げます。  
更新であります。妻と子の3人で、路地野菜を中心に水稲との複合経営を行っております。ネギは作業単位を均一化し、シンプルかつむらのない生育体制を目指すそうです。どうか慎重審議よろしくお願ひします。

**議長**

続きまして、番号2について地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

**高橋推進委員**

地区担当推進委員の高橋です。  
番号2について、新規であります。妻と子3人で水稲、路地野菜の複合経営を行っております。水稲はフレコン設備を導入し、省力化及び効率化を図っております。また、ネギは病害虫の土壌消毒器を導入し、収穫機を導入する効率化を図っております。ひとつよろしくお願ひします。

**議長**

3番と4番については地区担当推進委員の川村委員から説明を求めます。

**川村推進委員**

地区担当推進委員の川村です。  
3番、更新でございます。水稲と路地野菜の複合経営を行っております。現在の面積を維持しながら耕作していきたいということで、機械を導入し労働力の軽減を図り、定植作業の効率を図るということで、昨年、新しい定植機を購入しております。

4番、これも更新でございます。こちら露地野菜と水稲

の複合経営をしております。病気などの発生によりネギの収穫が減少しているために、面積を多少増にいたしまして、休耕地を作り、防除等をしていきたいということでございます。

両方とも複合経営でございますので、何卒よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員から説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号番号1から番号4について採決いたします。

原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

---

◎議案第5号

**議長** 日程第8、議案第5号、令和3年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、令和3年度山武市農作業別標準賃金(案)に

ついて、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎その他

**議長** 以上で、本日本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から何か御意見等はございましたら。

**佐瀬推進委員** 推進委員の佐瀬です。  
今日の案件にもあったんですけども、下限面積の変更で適用になりましたね。それで、農振除外地域だったらこちらの要件が取っ払われたわけですけども、今日、6例目と聞いたんですが、6例はその後どうなっているのかというのは、あくまでも耕作するという事なんですか。その辺、その後はちゃんと耕作されているか確認することになるんですか。それとも、少ない面積だから今日のはなかば宅地の延長みたいな、家庭菜園みたいな扱いになるのか、その辺はどうなんでしょうか、お聞きしたいです。6例目ですけど、例えば今までの5例がどういう事例になっていたかもお聞きしたいんですけど。

**議長** 筆で500㎡の件ですね。それが今まで、全例で6例あるけれども、それは後を追ってでいいですか。  
事務局、説明をお願いします。

**事務局** 今年度上がってきたものについては、まだ現場を確認はしていないんですけども、おとし出た4件については現地を確認しておりまして、4件中2件はしっかりと耕作されているのを確認しております。ほかの2件については、まだ耕作の開始がされていない状況だったので、計画どおりに耕作をするようにということで手紙を出させていただいている状

況です。今後も、そういったところは継続して現地を確認していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

佐瀬推進委員      その後を確かめるということですね。

事務局              確認するということで。

議長                よろしく申し上げます。  
ほかに何かございますか。

---

◎閉      会

議長                それでは、以上で今回の総会を閉会といたします。  
                         次回の総会は5月6日木曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、御参集願います。  
                         御苦労さまでございました。